

# 業務委託契約書（案）

- 1 委託業務名 阿賀野川流域下水道新井郷川処理区運転監視保守業務
- 2 業務場所 新井郷川浄化センター 新潟市北区名目所1丁目167番地  
長戸呂ポンプ場 新潟市北区長戸呂字前田地内  
里ポンプ場 阿賀野市里大字久保田326番地  
大月ポンプ場 新潟市北区大月地内  
二ツ山マンホールポンプ場 新発田市真野原外地内  
池ノ端マンホールポンプ場 新発田市池ノ端地内  
金屋マンホールポンプ場 阿賀野市金屋地内  
次郎丸マンホールポンプ場 阿賀野市次郎丸地内  
上高関マンホールポンプ場 阿賀野市上高関地内  
横土居流量計室 新潟市北区浦ノ入地内  
三賀流量計室 新発田市富塚町1920-1  
平林流量計室 新潟市北区平林地内  
紫雲寺流量計室 北蒲原郡聖籠町真野地内  
高田流量計室 阿賀野市上高田内沼地内  
豊浦南部流量計室 阿賀野市中ノ通地内  
幹線管渠 新井郷川幹線
- 3 委託期間 令和6年 4月 1日から  
令和9年 3月31日まで
- 4 業務委託料 金 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円  
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、業務委託料の額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 契約保証金 別紙 業務委託契約書の条項による。
- 6 その他  
この委託業務は一部債務負担行為とし、委託料の一部は令和6年度に支払うものとする。なお、本年度の支払額は金 円とする。

上記の委託業務について委託者 公益財団法人 新潟県下水道公社と受託者は、上記条件のほか別紙業務委託契約書の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。  
この契約の証とするため本書を2通作成し、委託者及び受託者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 4月 1日

委託者 新潟市東区下山3丁目680番地  
公益財団法人 新潟県下水道公社  
理事長 熊倉健 印

受託者

印